

イングランド・ナショナル・カリキュラムと EU「生涯学習のためのキー・コンピテンス」に見られる 「市民」の再定義の試み

石井由理

An Attempt to Re-define "Citizen" in the English National Curriculum and
the EU "Key Competences for Lifelong Learning"

Yuri ISHII

(Received September 25, 2009)

はじめに

2008年にイングランドでは日本の中等教育にあたるキー・ステージ3および4を対象としたナショナル・カリキュラムの改訂を行った。1999年に行われた前回のカリキュラム改訂から10年近くが経っており、この間にイギリスは様々な体験をしている。経済においてはグローバル化が進むとともにEUからの労働力の流入もあり、新しい経済の形である知識基盤経済に対応できる労働力が求められるようになった。また、9・11後のアフガン戦争やイラク戦争で積極的にアメリカを支援して派兵する一方、国内においてはロンドン地下鉄爆破事件が起きるなど、宗教的な違いを背景としたテロ事件や戦争を体験した。特にロンドンの事件は、宗教が異なるとはいえ同じイギリス社会の構成員の間で起きたことだったため、社会への帰属意識や社会からの疎外の問題などが注目を集めた。

このような経済のグローバル化に伴う労働力の多様化や、それに伴って社会が分断され、一社会としての結合力が弱まる危険性は、イギリスに限らず、拡大を続けるEU全体の問題としても認識されている。このため、EUでは加盟各国で社会の文化的・民族的多様化が進む中、少数派の構成員が社会から疎外されることのないように、また、彼らが社会福祉に頼り切る存在になることのないように、EU社会共通の価値観やEU社会への帰属意識の創造、EU社会・経済に参加できる能力の育成といった、従来のような国籍に基づく市民とは異なる市民の概念とあり方が議論されてきた。2006年にヨーロッパ議会とEU理事会から出された勧告「生涯学習のためのキー・コンピテンス (Key Competences for Lifelong Learning)」は、このような背景にのものと出されたものである。

本稿では、主としてこの二つの文献の分析を通して、ヨーロッパで進みつつある「市民」の概念の再定義の試みが、どのような意図と方向性をもつものなのかを考察する。

1. EU の生涯学習のためのキー・コンピテンス

2006年にヨーロッパ議会 (The European Parliament) および EU 理事会 (The Council of European Union) は、今後、EU 諸国がそれぞれの教育を通して促進すべき「生涯学習のためのキー・コンピテンス」(Key Competences for Lifelong Learning) に関する勧告を出した (Official Journal of the European Union, 2006)。*勧告の中で述べられた背景によれば、EU は2000年のリスボン・ヨーロッパ理事会 (The Lisbon European Council) 以来、様々な場でグローバル化と知識基盤経済への移行に対応するための生涯教育のあり方について検討を重ねてきた。例えば、2003年3月と12月にブリュッセルで開催されたヨーロッパ理事会では、人々を労働市場に組み入れるためには生涯教育が重要であるとする雇用タスクフォース (The Employment Taskforce) のレポートに基づいて、EU 内の雇用状況改善のためには特に失業者あるいは活動的でない人々に焦点を当てた生涯学習の促進が必要だとされた。また、2004年に採択された EU 理事会の報告書では、教育は社会の中の共通の文化的背景を維持・更新し、市民性、平等、寛容そして尊重といった基本的な社会的、公民的価値の学習に寄与するものであるとし、ますます増加する社会的・文化的多様性に対応し、人々が働き続けることができるようになることが、社会的結合力 (social cohesion) を強めるために EU 各国の教育に求められる役割であるとしている。

このように勧告は、EU の拡大によって加速する各国社会の文化的・民族的多様化の中で、いかに社会の全ての構成員を社会的・経済的活動に組み入れ、それぞれのもつ能力を最大限に生かして EU の社会・経済に貢献してもらうか、そのためには教育は彼らにどのような能力を身につけさせればよいのか、という視点から書かれているものであり、2000年来の EU の諸機関における議論の結果を踏まえたうえで、教育を通して人々が身につけるべき生涯学習のための重要な能力を、具体的に 8 つの項目で示している。これらのキー・コンピテンスに関する全体の説明の中では、個人的、社会的、文化的あるいは経済的状況のために引き起こされた教育的不利益のために、特に支援を要する人々の個々のニーズに応じなくてはならないとされ、読み書きがあまりできない人や高齢者、移民、障がいをもった人などのいわゆる社会的弱者に対する配慮が強調されている (“Recommendation of the European Parliament and of the Council of 18 December 2006 on key competences for lifelong learning”, 2006)。つまり社会的結合力を強めるとは、このような人々が社会・経済活動から取り残されることのない社会を作るということでもあり、多様性の概念が民族や宗教の違いのみに限定されていないことがわかる。そして「キー・コンピテンス」とは、状況に適した知識、スキル、態度から成り、自分の能力を最大限に伸ばすこと、積極的市民性 (active citizenship)、社会的包括 (social inclusion) と雇用のために全ての個人に必要とされるものであるとされている (“Recommendation of the European Parliament and of the Council of 18 December 2006 on key competences for lifelong learning”, 2006)。社会的弱者は守られるばかりの受動的な存在なのではなく、彼らもまた自ら能力を伸ばすことによって積極的に社会参加をしていくことを期待されているのである。

* いずれも EU (ヨーロッパ連合) の機関。ヨーロッパ議会の議員は加盟国市民による選挙で選出される。EU 理事会は加盟国の閣僚で構成される閣僚理事会。ヨーロッパ理事会は年に 2 回開かれる加盟国首脳会議。

勧告が具体的に挙げた8つの項目は以下のようになる。(日本語訳は筆者による。)

1. Communication in the mother tongue 母語によるコミュニケーション
2. Communication in foreign languages 外国語によるコミュニケーション
3. Mathematical competence and basic competences in science and technology 数学的能力と科学技術における基礎的能力
4. Digital competence デジタル能力
5. Learning to learn 学ぶための学習
6. Social and civic competences 社会的公民的能力
7. Sense of initiative and entrepreneurship 率先力と企業家精神
8. Cultural awareness and expression 文化的意識と表現

これらのうち言語、識字、数学、情報・伝達技術（ICT）に関する基礎的スキルは学びの基礎であるとされる（“Recommendation of the European Parliament and of the Council of 18 December 2006 on key competences for lifelong learning”, 2006）。これらはいわば現代の3R'sであり、自ら学び続けたり社会や経済に参加していったりするためには欠かせない能力である。また、批判的思考、創造性、率先力、問題解決力、リスク評価、決断力、感情への建設的対処は8項目すべてのコンピテンスにおいて重要な役割を果たすものであると述べられており（“Recommendation of the European Parliament and of the Council of 18 December 2006 on key competences for lifelong learning”, 2006）、社会的・文化的多様化によって生み出される未知の問題に、冷静かつ積極的に対応する能力が求められていることがわかる。

文化の多様性の尊重への言及は2. 外国語によるコミュニケーションや6. 社会的公民的能力、8. 文化的意識と表現に見られる。特に社会的公民的能力では、偏見の克服や妥協、寛容性など、異文化間の問題解決のために必要なことが具体的に挙げられている。また、1. 母語によるコミュニケーションにおいても、「母語」を決してホスト社会の言語とはせず、各学習者個人にとっての母語としている点に、文化の多様性を尊重する意図を見出すことができる。

6. 社会的公民的能力ではまた、この多様性の尊重も含め、社会としての団結力、持続可能な開発などのEU社会が共有する価値を尊重し、その実現のために建設的に参加していくことも求められている。EU市民は多様であるが、EUが一つの社会としてのまとまりをもつためには、個々の多様性を超えて共有されるべき価値も存在する。よってEU社会で暮らす人々はEU社会の構成員としての自覚を高め、自らの集団に独特の価値とEU社会に共通の価値の間で折り合いをつけていくことが必要だと考えられている。ここには人間のアイデンティティーとは唯一不変のものではなく、人々は自民族や自宗教のアイデンティティーとEU市民のアイデンティティーの両方をもつことが可能であるという、アイデンティティーの多層性、マルチプル・アイデンティティーの概念を見出すことができる。

2. イングランドのナショナル・カリキュラム改訂

前述の2006年の勧告がEUから出された前後で、イングランドのナショナル・カリキュラムはどのように変化をしたのかを明らかにするために、1999年のナショナル・カリキュラム（Department for Education and Employment & Qualifications and Curriculum Authority,

1999) と2008年のナショナル・カリキュラム (Qualifications and Curriculum Authority, 2008) について、各教科の内容や到達目標、カリキュラムのたて方等のテクニカルな解説部分を除いた、理念に関わる部分に焦点を当て、目次の順番に沿って分析していく。分析中の日本語訳は筆者によるものである。

2-1. 1999年のイングランドのナショナル・カリキュラム

(1) The School Curriculum and the National Curriculum: Values, aims and purposes (学校カリキュラムとナショナル・カリキュラム：価値、ねらい、目的)

まず、教育がもつ精神的（宗教的な意味で）、道徳的、社会的、文化的、身体的、心的発達という学習者個人の発達を促す役割と、機会の平等、健康的で公正な民主主義、生産的な経済、持続可能な開発という社会的発達を促す役割の二つを挙げたうえで、Aims（ねらい）としては2つのグループに分けてまとめてある。Aim 1にはイギリスの多様な社会の遺産を学ぶことによって地域から世界まで様々な次元のアイデンティティーを養うこと、批判的・創造的思考、問題解決、企業家精神、健康、安全などが含まれる。Aim 2には精神的、道徳的、社会的、文化的発達、自分及び他者の信条と文化の尊重、公正な社会への貢献、差別と固定観念への挑戦、持続可能な開発、自らの責任と権利、自尊心のほか、リスク・マネージメント等の企業家精神に関する事柄が含まれている。

これら2つのAimsの後は、1996年教育法の351節から個人の発達と社会参加のための準備に関する記述が引用されたのちに、次の4つのPurposes（目的）が書かれている。

- establish an entitlement（多様な学習者が自己実現と積極的市民になるために教育を受ける権利の確立）
- establish standards（学習の成果を把握し、改善するための教育の基準の確立）
- promote continuity and coherence（学習者の学校間、学習段階間の移動を容易にし、生涯学習の基盤となる継続性と関連性の促進）
- promote public understanding（学校の仕事に対する人々の理解の促進）

(2) The School Curriculum and the National Curriculum: About Key Stages 3 & 4 (学校カリキュラムとナショナル・カリキュラム：キー・ステージ3と4について)

ナショナル・カリキュラムの構成と学習評価に関する説明およびこれらに関連するいくつかの教科に関する説明があった後、「Learning across the National Curriculum（ナショナル・カリキュラム全体にまたがる学習）として「Spiritual, moral, social and cultural development（精神的、道徳的、社会的および文化的発達）」に関することと「Skills（スキル）」に関すること、そして「その他の視点」が述べられている。前者の中のsocial developmentに関する記述の中には民主的プロセスへの積極的貢献、cultural developmentの中には自己と他者の文化の尊重なども見出せる。「Skills」はさらにkey skills（キー・スキル）とthinking skills（思考スキル）に分けられ、前者にはコミュニケーション、数学の応用、IT、他者との協働、学習の向上、問題解決の6スキル、後者には情報処理、論理的思考、探求、創造的思考、評価の5スキルが含まれる。「その他の視点」に含まれるのは、経済的能力、進取の気性・企

業家のスキル、労働に関連するスキル、持続可能な開発のための教育、の4項目である。

(3) The National Curriculum Programmes of Study (ナショナル・カリキュラムの学習プログラム)

この節の中には、各教科共通の構成についての説明、授業全般に関して求められること、各教科の授業に関して求められることが含まれている。このうち教科に関する部分を除き、授業全般に関することに書かれている内容をみていく。

ここに含まれるのは「Inclusion (包括)」、「Use of language across the curriculum (カリキュラム全体を通しての言語の使用)」、「Use of ICT across the curriculum (カリキュラム全体を通してのICT (情報伝達技術) の使用)」、「Health and safety (健康と安全)」の4項目である。これらのうち、始めに挙げられている Inclusion は1999年カリキュラムの特徴ともいえる項目である。民族的、言語的少数者のみでなく、障がい者、難民の子ども、移動生活者の子どもなどの、様々な社会的弱者が学校教育から疎外されないような配慮を求める一方、学力の高い学習者に対してもその子にとって適切な教育を提供するなど、個々の学習者のニーズに応じた教育を求めている。

他の3項目で述べられているのは、標準的英語を使えるようにすること、ICTが使えるようにすること、道具や機器を使う実技の授業で健康と安全に気をつけることである。

(4) Guidelines (ガイドライン)

この節には、教科ではないがナショナル・カリキュラムに含まれる「Framework for personal, social and cultural education (個人的、社会的、文化的教育の枠組み)」と、地域と教育における価値に関する全国フォーラムで採択された声明である「Statement of values by the National Forum for Values in Education and the Community」の2項目が含まれる。前者の内容は義務ではないが、学習者が大人になる過程で直面する精神的、道徳的、社会的そして文化的できごとに対応できるように、また人々の多様性と相互の違いの尊重ができるように、それぞれのキー・ステージで学習者の何を伸ばすかが示されている。いずれのキー・ステージでも、自らの能力を伸ばし、自信と責任感を育てること、健康で安全な生活スタイルを持つこと、他の人との違いを尊重し、よい関係を持つこと、そしてこれらが様々な機会をとらえて教えられることを求めている。

全国フォーラムの声明では、多様な宗教や無宗教の対象者に配慮して、ここで取り上げる価値とは特定の宗教のものでもなければ絶対的なものでもなく、あくまでも提案であるとことわつたうえで、自分自身、他者との関係、社会との関係における価値（真実、自由、構成、人権、法、共通の利益、文化的多様性の尊重、民主主義のプロセスへの参加等）、そして環境と持続可能な開発の4つの観点から、尊重されるべき価値が述べられている。

以上からわかるように、1999年のナショナル・カリキュラムには2006年のEUの勧告で述べられていることと共通の内容が既にかなり含まれている。例えば「ねらい」には企業家精神に関する事、「目的」には多様な学習者が自己実現し、積極的市民になるために教育を受ける権利の確立が含まれているし、「カリキュラム全体にまたがる学習」には多様性の尊重や民主主

義のプロセスへの積極的貢献が書かれている。また、「Inclusion」や価値に関する全国フォーラム声明に書かれている内容は、多様な社会のメンバーを疎外せずに社会に取り込むこと、多様なメンバーが共有すべき社会としての共通の価値観を生み出すことであり、まさにEUの勧告が提案していることと一致する。つまりカリキュラムは、多様な学習者に対していかに教育の平等性を保証し、自分の能力を生かすためのスキルを身に付けさせるか、社会の他のメンバーと共に共通の価値観をもたせ、今いるコミュニティーへの帰属意識をもって社会・経済に貢献できるようにするかを重視しており、これらに関してEUと同様の内容をもっている。しかし、多様な市民のもつ多様なアイデンティティは、多様性だけでなく多層性ももっており、状況に応じて変化したり選択されたりするマルチプル・アイデンティティであることは、強調されていない。

次に、2008年カリキュラムについて、特に上記のEU政策との共通点およびアイデンティティの多層性の扱いに焦点を当てて分析する。

2-2. 2008年のイングランドのナショナル・カリキュラム

(1) Curriculum Purposes, Values and Aims (カリキュラムの目的、価値、ねらい)

Aimsとして掲げられているのは成功する学習者、自信をもった個人、責任感をもった市民の育成の3点である。1999年カリキュラムと比較して、Aimsに関する記述は簡潔になっているが、実際には1999年カリキュラムでここに書かれていた学習者個人の発達に関することと社会的発達に関することは後のValuesに関する記述に移動しているので、この節全体では内容的にはあまり違いはない。続くPurposesも、1996年教育法の代わりにそれをアップ・デートした2002年教育法からの引用、1999年と同じ4つの目的が書かれている。

異なる点は、4つの目的の後に「カリキュラムがすべきこと」が書かれている点である。内容は、学習者を雇用にむけて準備し、地域、国、国際社会と責任感をもった関わりをもつようになり、地域の団結に貢献するようにすべきであるといったことである。また、1999年カリキュラムでは巻末に近いガイドラインの中に書かれていた Statement of Values by the National Forum for Values in Education and the Community (地域と教育における価値に関する全国フォーラム声明)とほぼ同じ内容のことが、2008年ではカリキュラムの目的の次のValuesの項目の中に書かれており、内容的には1999年と比べて diversity (多様性)をいつそう強調したものとなっている。

上記から、2008年カリキュラムの目的、価値、ねらいに関する部分では、学習者の多様性の尊重と彼らの雇用への準備、市民としての参加など、2006年の勧告にある、文化的・経済的に疎外される者を出さない social cohesion (社会的結合力)の側面が強くなっているということができる。

(2) Subjects (各教科)

本稿では各教科の内容には触れないが、PSHEが1999年には Personal, Social and Health Educationだったのに対し、2008年では Personal, Social, Health and Economic Educationに変わったことを指摘しておく。Economic(経済)が新たに加わったことになり、前項目の「目

的、価値、ねらい」と同様に、ここでも教育のもつ役割のうち、学習者を経済活動に参加できるようにするという経済の側面が強くなっている。

(3) Personal development (個人の発達)

前カリキュラムでは「About key stages 3 & 4」の節の中に Spiritual, moral, cultural development および skills の二つが含まれていたが、2008年では「Personal development」と「Skills」がそれぞれ独立した項目になっている。このうち、「Personal development」はさらに Personal development と Spiritual and moral development に分かれる。

最も大きな違いは、1999年には見られなかった Every Child Matters（すべての子どもが価値がある）というキーワードが、節としての Personal development でもその中の項目としての Personal development でも重要な位置を占めていることである。背景にあるのは2003年に政府が発表した緑書 *Every Child Matters* であり、これはある少女が虐待死した事件の報告に対する、政府の正式な回答として出されたものである (Department of Children, Schools and Families, 2009)。政府は全ての子どもが健康であり、安全であり、楽しみそしてものごとを達成することができ、有意義な貢献をし、経済的に健全な状態になるために必要な支援を提供することを目標とし (Department of Children, Schools and Families, 2009)、その結果が2008年ナショナル・カリキュラムのねらいである「成功する学習者、自信をもった個人、責任感をもった市民」の育成につながるとしている (Qualifications and Curriculum Authority, 2008)。

一方、Spiritual and moral development の方も、1999年と少し異なっている。書かれていることの項目は同じであるが、個々の説明が2008年の方が詳しい。また、1999年にはこれらの発達は non-material well-being（非物質的安寧）のためであると説明されていたが、ウェブ版の2008カリキュラムの中の2009年にアップ・デートされた部分では、“They relate to technological, social, scientific and economic aspects of learning（これらの発達は、学習の技術的、社会的、科学的、経済的側面と関係がある）” (Qualifications and Curriculum Authority, 2008) と書かれており、ここでも非物質面ばかりでなく経済活動も含めた現実生活に役立つという側面が強くなった。

(4) Skills (スキル)

1999年版では「Key skills」、「Thinking skills」、「その他の視点」の3つに分かれていたが、今回は「Functional skills（機能的スキル）」と「Personal, learning and thinking skills（個人的、学習、思考スキル）」の二つのスキルに分類されている。機能的スキルには英語、数学、ICT が含まれ、現実社会の状況に対応するためのものとして該当する教科のカリキュラムに埋め込まれている。これら3つのスキルは1999年の6つのキー・スキルのうちのコミュニケーション、数字の応用、IT の各スキルに相当する。

「Personal, learning and thinking skills」には Independent enquirers（独立した探求者）、creative thinkers（創造的思考者）、reflective learners（内省的学習者）、team workers（チーム・ワーカー）、self-managers（自己管理者）、effective participators（効果的参加者）の6つのスキルが含まれる。これらのうち、最初の4つに関しては1999年カリキュラムにも該当す

るものがある。5つ目の「self-managers」の内容は、困難なことに立ち向かう、あるいは機会を求めるといった企業家精神に関連することであり、1999年版では「その他の視点」の中に書かれていたことである。「その他の視点」からスキル本体へと扱いが昇格したわけであり、経済的な側面が強くなったことになる。最後の「effective participants」は1999年カリキュラムのキー・スキルの中の1つ、「問題解決」と重なる部分がある。2008年カリキュラムでスキルからはずされたものとしては「持続可能な開発のための教育」がある。これは2008年カリキュラムではスキルの一つではなく、次にあげる「カリキュラムの全領域にまたがる重要事項」の中に含まれている。

(5) Cross-Curriculum Dimensions (カリキュラムの全領域にまたがる重要事項)

この節の内容は2009年3月12日に Qualifications and Curriculum Authority (QCA) とブリティッシュ・カウンシルが共催した National Conference about the Cross-curriculum Dimensions (カリキュラムの全領域にまたがる重要事項に関する全国会議) を受けて作られたものであり (Qualifications and Curriculum Authority, 2009)、2009年3月16日にウェブ版カリキュラムに加えられている。

1999年カリキュラムでも、「学校カリキュラムとナショナル・カリキュラム：キー・ステージ3と4について」の節の中に「Learning across the National Curriculum (ナショナル・カリキュラム全体にまたがる学習)」というよく似た項目があるが、内容的には今回のものとは異なる。1999年版でこの中に書かれていたことは「Spiritual, moral, social and cultural development (精神的、道徳的、社会的および文化的発達)」「Skills (スキル)」「その他の視点」であり、2008年カリキュラムでは「Personal development」と「Skills」の中に書かれていることにあたる。よって、2009年の「カリキュラムの全領域にまたがる重要事項」は1999年版にはない新たなものが加わったことになる。

取り上げられている重要事項は7つあるが、他の6つの事項と比べて「アイデンティティーと文化の多様性」に割かれたページ数が突出しており、「重要事項」の中でも特に重要だと考えられていることがわかる。7つの重要事項について、次に要約する。

- identity and cultural diversity アイデンティティーと文化の多様性

イギリスが多様な民族、文化、言語、信条、宗教から構成されていることを前提としてはつきりと述べたうえで、それらは不变のものではなく、常に変化し、混ざっていくものであり、人々は状況に応じて彼らが受け継いだ遺産の異なる側面に対してアイデンティティーをもつものであるとしている。よって学校の役割としては、生徒に自分のアイデンティティーを模索する機会を与え、自分のことを価値ある存在として認めてくれるコミュニティーに対して、自分はここに属する人間だという意識を育てることであり、それによって地域としての結合力を強めることができると示されている。これらの内容はマルチプル・アイデンティティーと社会的結合力 (social cohesion) の概念にあたる。この説明の後に、それをどのように教育の場で実践していくかが、具体的そして詳細に述べられている。

- healthy lifestyles 健康な生活スタイル

若者にとっての健康な生活スタイルとは、仕事と遊びのバランスがとれ、健康的な食生活をし、運動を適宜行っていることだとしている。

- community participation 地域への参加

若者も市民であり、彼らが責任をもって学校や地域に参加する機会を設けることが重要であると述べている。「アイデンティティーと文化の多様性」で述べられたコミュニティへの所属意識の育成と深く関係する内容であり、積極的市民性 (active citizenship) の育成にも関わることである。

• enterprise 進取の気性

営利活動であるビジネス、非営利活動である地域のプロジェクト、さらに社会的な事業である持続可能な開発まで含めた、幅広い分野での進取の気性を求めている。2008年カリキュラムの中で一貫して求められている教育の経済に対する貢献や積極的市民性にも関連する。

• global dimension and sustainable development 地球規模の次元と持続可能な開発

前述の「スキル」の項目からは除かれた持続可能な開発がここに入っている。気候変動や地球規模での貧困の解決に向けて参加することを求めており、地球市民性、紛争解決、多様性、人権、相互依存、社会的公正、持続可能な開発、価値と認識などと関連付けるものであり、これらの問題に対して各自が自分の役割を理解し、判断し、行動できるようにしている。多様性の尊重や偏見、差別に挑戦するスキルなども含まれ、単に自然と人間の関係を扱うだけではなく、1番目にあげられた「アイデンティティーと文化の多様性」や3番目の「地域への参加」とも深い関連性がある事項である。

• technology and the media 技術とメディア

情報を得た責任ある市民に必要な、メディアを無批判に受け入れない能力と同時に、急速に進歩を遂げている技術に取り残されることなく社会に参加するための、情報技術を扱うスキルも求められている。それが成功する学習者と地球市民の育成につながるとしている。

• creativity and critical thinking 創造性と批判的思考

個人、地域、地球の問題を解決するために個人やコミュニティのもつ可能性を最大限に開花させるために必要であり、個人としての充足ばかりでなく社会と経済の未来の安寧のために欠かせない事項であるとする。進取の気性と同様、経済発展と積極的市民育成に関連付けられている。

(6) Organising your curriculum (カリキュラムを系統立てて構成する)

ここに含まれる項目は Principles of curriculum design (カリキュラム・デザインの基本方針)、General requirements (全般に関して求められること)、Inclusion (包括)、Statutory inclusion statement (法定の Inclusion に関する声明)、Non-statutory guidance (法定ではない手引き)、Personalisation (個に応じること) である。

General requirements の中にある including all learners、use of language、use of ICT、Health and safety の4項目は、多少の言葉の違いはあっても内容的には1999年版と変わらないが、2008年版では、上記のようにこの4項目のほかに独立した大きな項目として Inclusion が加わっている点が異なる。Statutory inclusion statement は、内容としては1999年に principles (基本方針) として書かれていたものと同じであるが、扱いが法的根拠をもつものにアップ・グレードしている。

Non-statutory guidance の内容は Statutory inclusion statement および事項にある Personalisation と関連深い。学習者個々のレベルに合わせた教育を唱えると同時に、それが能力の低い子どもの疎外につながることのないような配慮が必要だとしている。事項の

Personalisation でも個人のニーズに合った学習を強調している。これらの最後の2項目は1999年版にはなかったものであり、Inclusion が示すようなすべての学習者が疎外されことなく学ぶ権利を保証するという意味合いの他に、疎外されていない学習者も含めた個々人の能力を最大限に伸ばすという視点が加わったことになる。

2008年カリキュラムではこれ以外に Developing your curriculum、Evaluating your curriculum、Curriculum in action、Assessment という節が続くが、これらは今まで分析してきた方針に則ってのカリキュラム作成および実施上の注意事項などテクニカルな側面が強い内容なので、本稿では触れない。

3. 1999年カリキュラムと2008年カリキュラムの比較

以上の比較分析から明らかになったことをまとめると、まず前提として、学習者のもつ多様性の尊重と全ての学習者を疎外しない（Inclusion）教育をめざすという方針に関しては、1999年カリキュラムから引き継いでいるといえる。多様性を民族・言語的なものに限定せずに、社会的立場や身体的な違いなども含めた広い意味での多文化主義の観点からとらえている点も、1999年カリキュラムを踏襲している。この前提のうえに、2008年カリキュラムではさらに多様性の尊重と Inclusion の重要性が増しているようである。

次に、この前提にある多様性の尊重と Inclusion に、2008年カリキュラムでは新たな視点も加わっている。まず多様性についていえば、2008年版には2006年のEU勧告にあるようなマルチプル・アイデンティティーの考えが取り入れられている。学習者がもつアイデンティティーを不变のものとして、学校教育がその多様性にいかに対応するか、という受け入れ側の視点から、アイデンティティーを可変性と選択性をもったものとしてとらえ、学習者にいかにイギリス社会で生きるために適切なアイデンティティーを選択させる手助けをするかという、学習者側の視点に立ったとらえ方に変化してきている。多様な学習者は受け入れてもらう他者としての存在ではなく、社会の一員として社会を作る側にいるのである。

さらに、社会の一員としてのアイデンティティー育成のためには、学習者は自分が社会によって構成員として尊重され認められていると感じる必要があり、よって、学校教育には Differentiation や Personalisation といった一人一人の学習ニーズへの対応が求められている。Every Child Matters はこの多様性と Inclusion の流れとは異なる、児童虐待死事件というイギリス独自の事情から出てきた要素であるが、一人一人を大切にするという点で多様性の尊重と重なってくる。

四点目としては、経済活動への参加という面が強くなったことがある。これには、グローバル化およびEU拡大によってますます予測が難しくなった将来の経済的問題を、進取の気性で解決し、経済を牽引していく人材を育成することと共に、多様な労働者がホスト社会から疎外され、社会福祉に依存する存在にならないように、彼らの能力を高め、経済活動に積極的に参加できる存在にしていくことの二つの面が含まれる。後者に関しては、自立支援のための福祉へと転換したブレア労働党政権下の1999年カリキュラムでも既に見られたことであるが（石井、2002）、2008年カリキュラムでは今まで以上に強調されている。

4. 「市民」再定義の試み

本稿で分析した3つの文献から明らかになったのは、経済のグローバル化およびEU拡大によって加速した社会の構成員の多様化と、宗教的違いを背景とした戦争やテロの体験によって、ヨーロッパでは「市民」の概念の再定義が試みられており、教育はそれを担う手段として期待されているということである。

イングランドの1999年カリキュラムに見られるように、多様化の尊重と Inclusion は既に20世紀末の段階で学校教育における課題として認識されていたが、どちらかといえば多数派による少数派・弱者の受容と権利の尊重の意味合いが強かった。テロの体験を経た2000年代では、これが多数派による受容という受動的な Inclusion ではなく、少数派の人々のコミュニティーへの所属意識の育成と社会・経済活動への参加能力を高めることによる、彼ら自らの参加による能動的な Inclusion へと視点が変化してきている。そのために教育は生徒に経済活動に必要なスキルを身につけさせ、彼らを社会の一員として尊重することによって、彼らが自らの中にあるヨーロッパあるいはイギリスの構成員としてのアイデンティティーを尊重するように導くという役目を負うようになっている。前提となるのは、個人のアイデンティティーとは可変的、多層的であり、現在自分の存在する場に適したアイデンティティーの創造・選択が可能であるという考え方である。このようなアイデンティティーの認識に基づく新しい「市民」の概念も、市民とは民族や母語などの属性によってあらかじめ定まっている存在ではなく、自分がいる場所でその構成員として積極的に社会・経済参加をすること、つまり Active Citizenship（積極的市民性）を身につけることによって自ら成っていく存在であるというものである。多様な国籍や宗教の人々によって地域社会が構成されるグローバル化時代の社会にふさわしい「市民」のあり方が模索されている。

参考文献

Department of Children, Schools and Families (2009) *Every Child Matters.* <http://www.dcsf.gov.ku/everychildmatters> Accessed Aug. 31, 2009.

Department for Education and Employment & Qualifications and Curriculum Authority, (1999) *The National Curriculum: Handbook for secondary teachers in England,* Norwich, The Stationery Office.

石井 由理 (2002) 「英国ナショナルカリキュラムに見られる『多様性』の認識—Citizenshipを中心として」国際基督教大学『教育研究』44、57-66頁。

Qualifications and Curriculum Authority (2008) *National Curriculum.* <http://curriculum.qca.org.uk/key-stages-e-and-4> Accessed Aug.31, 2009.

Qualifications and Curriculum Authority (2009) *QCA-National Dimensions Conference-12th March 2009.* <http://www.ttrb.ac.uk/viewArticle2.aspx?contentId=15346> Accessed Aug. 31, 2009.

*“Recommendation of the European Parliament and of the Council of 18 December 2006
on key competences for lifelong learning”* (2006) 30. 12. 2006, pp. L 394/10-18.

[http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:394:0010:0018:EN:
PDF](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2006:394:0010:0018:EN:PDF) Accessed Aug.13, 2008.